

諸外国の法曹人口との比較（1997年）

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
法曹人口	940,508	82,653	111,315	35,695	21,458 (19,733)
対人口10万比	352.5	158.3	135.7	61.3	17.0 (15.7)
弁護士数	906,611	80,868	85,105	29,395	16,398
対人口10万比	339.87	154.89	103.77	50.15	13.0
裁判官数	30,888	3,170	20,999	4,900	2,899 (2,093)
対人口10万比	11.6	6.07	25.6	8.4	2.3 (1.7)
弁護士数 ／裁判官数	29.35	25.51	4.05	6.00	5.66 (7.83)
民事第一審訴訟 新受件数	15,670,573	2,338,145	2,109,251	1,114,344	422,708
刑事第一審訴訟 新受件数(人員)	14,124,529	(91,110)	829,720	(425,158)	89,634

(注)

1 法曹人口について

日本 - 下段括弧内の数は、簡易裁判所判事及び副検事を除いた数

アメリカ - 1995年(896,172人)と1999年(984,843人)の中間値

2 弁護士数について

アメリカ - 各州で活動している者の総数(996,270人)から、裁判官及び検察官の数を除いたもの

イギリス - バリスタ(9,231人)とソリシタ(71,637人)の合計

フランス - 弁護士、控訴院代訴士、コンセイユデタ・破産院弁護士の合計

3 裁判官数について

日本 - 平成9年度の定員。下段括弧内の数は、簡易裁判所判事を除いた数

アメリカ - 全米50州及びワシントンD.C.における連邦(1,702人)と州(29,186人)の合計

イギリス - イングランド及びウェールズの法曹資格を有する裁判官数

ドイツ及びフランスは、いずれも法曹資格を有する裁判官数

4 民事第一審訴訟新受件数について

日本 - 地方裁判所民事通常第一審訴訟新受件数(146,588)と簡易裁判所民事通常第一審訴訟新受件数(276,120)の合計

アメリカ - 連邦地方裁判所の民事トライアル事件の新受件数(272,027)と州(アリゾナ、ジョージアを除く。)の裁判所の民事トライアル事件(15,398,546)の合計

イギリス - 高等法院大法官部の新受件数(7,065)、同女王座部の新受件数(121,446)、同オフィシャルレフリー部の新受件数(756)及びカウンティコートの新受件数(2,208,878)の合計

ドイツ - 地方裁判所の訴訟事件の新受件数(422,407)と区裁判所の訴訟事件の新受件数(1,686,844)の合計

フランス - 大審裁判所の訴訟事件の新受件数(644,900)と小審裁判所の訴訟事件の新受件数(496,444)の合計

5 刑事第一審訴訟事件新受件数(人員)について(イギリス及びフランスについては、日本の簡易裁判所レベルの裁判所の事件数を含んでいない。)

日本 - 地方裁判所刑事通常第一審訴訟事件新受人員(75,834)と簡易裁判所刑事通常第一審訴訟事件新受人員(13,800)の合計

アメリカ - 連邦地方裁判所のトライアル事件の新受件数(50,363。ただし、マジストレイトによるものを除く。)と州(アリゾナ、ジョージア、ミシシッピ、ネバダを除く。)の裁判所の刑事トライアル事件の新受件数(14,074,166。ただし、交通事件を除く。)の合計

イギリス - クラウンコートの新受件数(91,110)。マジストレイトコートの新受件数については不明であるが、既済件数は1,855,300である。

ドイツ - 地方裁判所の訴訟事件の新受件数(14,702)と区裁判所の訴訟事件の新受件数(815,018)の合計

フランス - 重罪院(3,327)と軽罪裁判所(421,831)の合計。違警罪裁判所の新受件数については不明であるが、既済件数は757,735である。